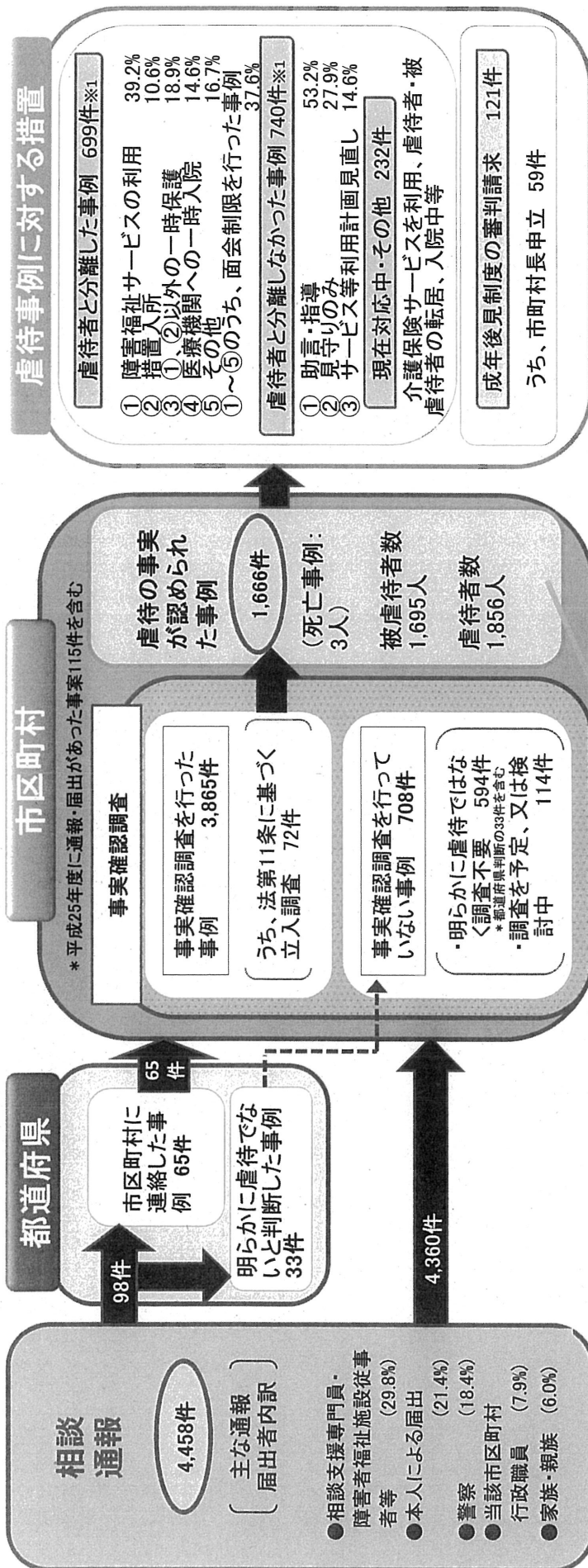


平成26年度 障害者虐待対応状況調査＜養護者による障害者虐待＞



虐待者(1,856人)

- 性別 男性(63.9%)、女性(35.9%)
- 年齢 60歳以上(35.6%)、50～59歳(23.0%)、40～49歳(20.5%)
- 続柄 父(21.3%)、母(20.2%)、兄弟姉妹(18.6%)

虐待行為の類型(複数回答)

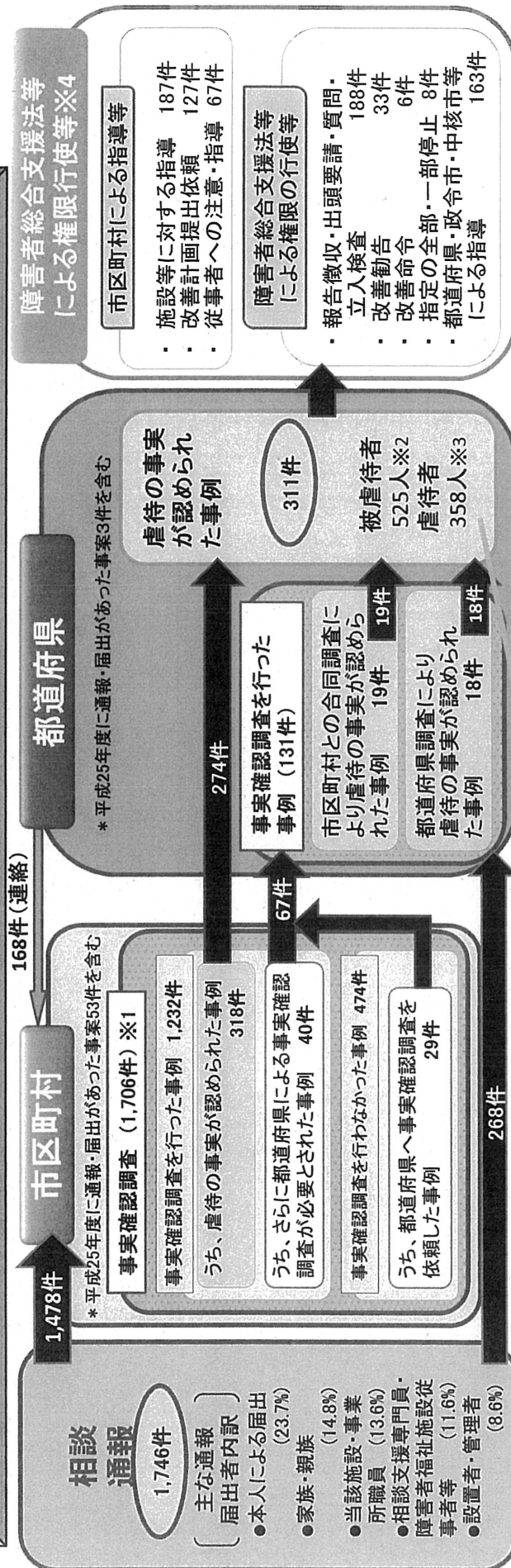
身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
64.9%	4.9%	33.0%	16.4%	22.5%

被虐待者(1,695人)

- 性別 男性(34.1%)、女性(65.9%)
 - 年齢 40～49歳(22.2%)、20～29歳(20.4%)、50～59歳(19.1%)
 - 障害種別(重複障害あり)
- | 身体障害 | 知的障害 | 精神障害 | 発達障害 | その他 |
|-------|-------|-------|------|------|
| 23.8% | 51.2% | 36.4% | 1.3% | 2.2% |
- 障害支援区分のある者 (51.6%)
 - 行動障害がある者 (31.1%)
 - 虐待者と同居 (82.0%)
 - 世帯構成 両親と兄弟姉妹(11.4%)、両親(10.7%)、配偶者・子(9.7%)、単身(9.5%)

※1 虐待者との分離については、複数の被虐待者について異なる対応(分離と非分離)を行った事例が含まれるため、虐待事例に対する措置の合計件数は、虐待が認められた事例1,666件と一致しない。

平成26年度 障害者虐待対応状況調査＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞



虐待者 (358人)

- 性別 男性 (76.3%)、女性 (23.7%)
- 年齢 40～49歳 (19.8%)、50～59歳 (18.2%)、60歳以上 (18.2%)
- 職種 生活支援員 (45.8%)、その他従事者 (12.8%)、管理者 (10.1%)、サービス管理責任者 (7.5%)

虐待行為の種類(複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
57.9%	13.5%	42.4%	2.6%	8.4%

障害者虐待が認められた事業所種別

障害者支援施設	76	24.4%
居宅介護	12	3.9%
重度訪問介護	1	0.3%
療養介護	7	2.2%
生活介護	40	12.9%
短期入所	13	4.2%
自立訓練	3	1.0%
就労移行支援	4	1.3%
就労継続支援A型	22	7.1%
就労継続支援B型	45	14.5%
共同生活援助	45	14.5%
一般相談支援事業及び特定相談支援事業	1	0.3%
移動支援事業	3	1.0%
地域活動支援センターを運営する事業	6	1.9%
福祉ホームを運営する事業	1	0.3%
児童発達支援	2	0.6%
放課後等デイサービス	30	9.6%
合計	311	100.0%

被害待者 (525人)

- 性別 男性 (61.3%)、女性 (38.7%)
 - 年齢 20～29歳 (22.1%)、30～39歳 (19.4%)、40～49歳 (20.0%)
 - 障害種別(重複障害あり)
- | 身体障害 | 知的障害 | 精神障害 | 発達障害 | その他 |
|-------|-------|-------|------|------|
| 21.9% | 75.6% | 13.5% | 2.3% | 0.0% |
- 障害支援区分のある者 (67.4%)
 - 行動障害がある者 (25.7%)

※1 複数の市区町村にまたがる事業があるため、事実確認の状況の合計は1,699件とは一致しない。

※2 不特定多数の利用者に対する虐待のため被害待障害者が特定できなかった等の6件を除く305件が対象。

※3 施設全体による虐待のため被害待者が特定できなかった13件を除く298件が対象。

※4 平成26年度末までに行われた権限行使等。

13 発達障害者支援施策の推進について

発達障害については、早期に発見し、早期に適切な児童発達支援、教育その他の支援を行うことにより、個々の能力の向上や社会的適応を高めることが重要である。また、インクルージョンの観点から一般施策の中で他の児童とともに対応することが求められている。

このため、発達障害児者の支援にあたっては、各分野の一般施策を含めた幅広い対応が必要であり、障害福祉施策での対応に加え、医療、保健、福祉（児童福祉等）、教育、労働、司法、警察など様々な分野の施策の活用や関係機関との連携を図っていただきたい。

（１）平成 28 年度予算案（新規事業）における発達障害児（者）支援について

①かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業について

発達障害は、早期発見・早期支援が重要であり、最初に相談を受け又は診療することの多いかかりつけ医等の対応が重要であるため、これまで、国立精神・神経医療研究センターにおいて医療従事者向けに指導者養成研修を実施している。

加えて、平成 28 年度予算案において、地域のかかりつけ医等の医療従事者に対して国立精神・神経医療研究センターの発達障害に関する研修内容を踏まえた研修を都道府県・政令市が実施するために必要な経費を計上している。各自治体においては、医療従事者等の国立精神・神経医療研究センターの研修への参加について特段のご配慮をいただくとともに、かかりつけ医等発達障害対応力向上研修の実施についてお願いしたい。

この研修を活用することにより、どの地域においても一定水準の発達障害の診療等を可能とし、早期発見・早期支援を推進していただきたい。

【関連資料 1、関連資料 2】

②発達障害児者支援開発事業

地域で暮らす発達障害児者と地域住民等との間で課題や困り事が生じた際に、周囲の者や関係者が発達障害の特性を理解していないことにより問題が深刻化するケースがある。

平成 28 年度予算案においては、発達障害児者支援開発事業の既存のテーマに加え、「地域で暮らす発達障害者に困り事が生じた時に発達障害者の特性を理解した上で地域や関係機関において適切な対応を行うための効果的な支援手法の開発」を新たなテーマとして設けたところであるが、本年度の本事業については多数の応募が寄せられており、来年度、本事業の実施を検討している自治体においては、効果的な支援手法の開発を目的としていること等、本事業の趣旨を確認、精査した上で必要な準備をお願いしたい。

【関連資料 3】

(2) 「世界自閉症啓発デー」について

毎年4月2日は、平成19年12月に国連が制定した「世界自閉症啓発デー」である。厚生労働省においては、この日を自閉症を始めとする発達障害に関する正しい知識の浸透を図る機会として捉え、引き続き、関係団体等と連携して、広く一般国民への普及啓発を実施することとしている。

平成28年の取組については、以下のとおり予定しているので、各自治体におかれては関連イベント等の開催にあたりご留意願いたい。

- ・東京タワー・ライト・イット・アップ・ブルー（平成28年4月2日（土））
- ・世界自閉症啓発デー2016・シンポジウム（平成28年4月9日（土）東京都千代田区灘尾ホールで開催予定）

また、民間団体においても、例年、各自治体の協力をいただき全国各地のシンボルタワー等でライトアップを実施しているところであり、厚生労働省においても、こうした取組に対し後援を行っている。

については、このようなライトアップのほか、関係機関や関係団体等と連携を図りながら、広く一般の方への関心を高め、地域住民への発達障害の理解が促進されるような啓発イベント、シンポジウムやセミナーの開催等、地域の実情に応じた創意工夫による普及啓発を積極的に実施されたい。

なお、これまでの普及啓発の取組や地方における取組については、世界自閉症啓発デー・日本実行委員会の公式サイト等に掲載しているので参考とされたい。

◆世界自閉症啓発デー・日本実行委員会（公式サイト）

(<http://www.worldautismawarenessday.jp/>)

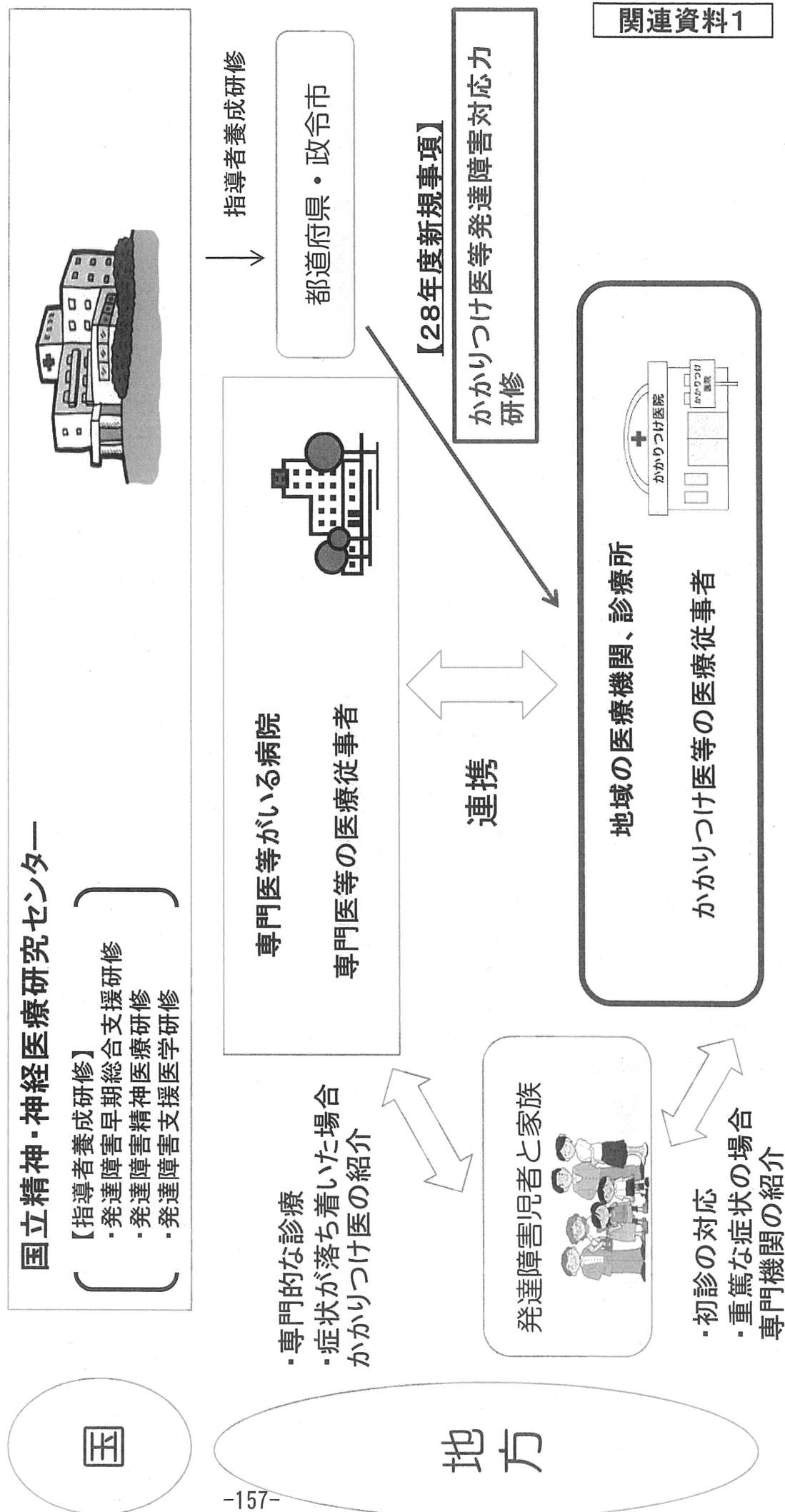
世界自閉症啓発デーの制定の経緯や地域における取組等に関する情報を提供

【関連資料 4】

かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業

平成28年度予算案 : 44百万円

かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業は、発達障害における早期発見・早期支援の重要性に鑑み、最初に相談を受け、又は診療することの多い小児科医などのかかりつけ医等の医療従事者に対して、発達障害に関する国の研修内容を経た対応力向上研修を実施し、どの地域においても一定水準の発達障害の診療、対応を可能とし、早期発見・早期支援の推進を図る。



(案)

関連資料 2

障 発 第 号
平成 28 年 月 日

各 都道府県知事 殿
指定都市市長

厚生労働省社会・援護局
障 害 保 健 福 祉 部 長

かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業の実施について

発達障害の早期発見・早期支援の重要性に鑑み、発達障害者等が日頃より受診する診療所の主治医等の医療従事者等に対して、発達障害に関する国の研修内容を踏まえた研修を実施し、どの地域においても一定水準の発達障害への対応を可能とすることを目的として、別紙のとおり実施要綱を定め、平成28年4月1日より適用することとしたので通知する。

各都道府県・指定都市におかれては、関係団体等と連携の下、各地域における早期発見・早期支援のための体制整備及び適切な事業実施にご協力願いたい。

(案)

(別紙)

かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業実施要綱

(1) 目的

発達障害の早期発見・早期支援の重要性に鑑み、発達障害者等が日頃より受診する診療所の主治医等の医療従事者等に対して、発達障害に関する国の研修（国立精神・神経医療研究センターで実施している「発達障害早期総合支援研修」、「発達障害精神医療研修」、「発達障害支援医学研修」をいう。以下同じ。）の内容を踏まえた研修を実施し、どの地域においても一定水準の発達障害への対応を可能とすることを目的とする。

(2) 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県及び指定都市とする。ただし、事業運営の一部を適切な事業運営が確保できると認められる関係団体等に委託することができるものとする。

(3) 研修対象者

各都道府県及び指定都市管内で勤務（開業を含む）する医療従事者等とする。

(4) 研修内容

研修受講者に対し、国の研修内容に基づき、発達障害支援に携わるものとして必要で適切な発達障害に関する診療の知識・技術などの修得に資する内容とする。また、研修内容については、国の研修で使用されているテキストの内容に基づいたものとする。

その際、「発達障害早期総合支援研修」で1コース、「発達障害精神医療研修」で1コース、「発達障害支援医学研修」で1コースという形で3コースの研修を設け、各コースの研修を異なる圏域で実施するなど工夫するものとする。なお、地域の実情に応じて複数のコースの研修内容を合わせて実施することや1コースの研修内容のみで実施することもできるものとする。

(5) 受講の手続き等

実施主体又は研修実施受託団体の募集要綱に基づくものとする。

(6) 修了証書等の交付等

ア 実施主体の長は、研修修了者に対し、別途定める様式1の例を参考に修了証書を交付することができる。

イ 実施主体の長は、研修修了者について、修了年月日、医療機関等の名称、職種、氏名、対応する国の研修名等の事項を記入した名簿を作成し、管理するものとする。なお、医師とその他の職種で名簿を分けて作成するものとする。

ウ 実施主体の長は、研修修了者の情報について、各都道府県医師会及び指定都市医師会と連携し、研修修了者の同意を得た上で、研修修了者のリスト等を作成・更新し、各市町村や発達障害者支援センター等に配布するなど、地

(案)

域の発達障害医療体制の推進並びに管内の発達障害者及びその家族等の受診の利便性に資するものとする。

(7) 個人情報の保護

事業に携わる者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

なお、本事業を実施する都道府県及び政令市が、事業の全部又は一部を委託する場合は、個人情報の保護を十分に遵守させるように指導しなければならない。

(8) その他

ア 実施主体の長は、本事業の実施に当たっては本事業の研修の講師を国立精神・神経医療研究センターの研修受講者が担う等、国立精神・神経医療研究センターの研修受講者の協力の下に行うものとし、本事業の実施を関係団体等に委託する場合については、当該団体と緊密に連携するものとする。

イ 実施主体の長は、研修受講者の募集に当たっては、各都道府県・指定都市医師会を通じ、郡市医師会の協力を得て行うものとする。

(9) 経費の補助

国は、本事業に要する経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

(案)

(様式 1)

(例)

第 (名簿とリンクさせる) 号

修 了 証 書

氏 名

あなたは (自治体名) が実施した発達障害かかりつけ医等対応力向上研修を修了したことを証します

平成 年 月 日

実施主体の長など

○ ○ ○ ○

発達障害・重症心身障害児者の地域生活支援モデル事業

平成28年度予算案：48百万円
(平成27年度予算：34百万円)

発達障害児者や重症心身障害児者及びその家族が地域で安心して暮らしていただけるよう、支援手法の開発、関係する分野との協働による支援や切れ目のない支援等を整備するためにモデル事業を実施し、これにより地域生活支援の向上を図る。

1 発達障害児者支援開発事業

発達障害・重症心身障害児者の地域生活支援モデル検討委員会（国）
発達障害児者支援開発事業分科会

審査・指導・助言・総括

（都道府県・市町村）

企画・推進委員会
(モデル事業の企画・推進等)

発達障害者支援マネージャー
(モデル事業の進行管理、情報収集等)

中長期的な課題設定

発達障害児者が、地域住民等との間で課題や困り事が生じた際に当該課題の深刻化の予防、再発防止等の支援手法の開発及び既存の保健や福祉等の支援では対応が困難な行動障害・二次的障害の予防・改善のための支援手法の開発

<テーマ>

【28年度新規事項】

① 地域で暮らす発達障害者に困り事が生じた時に発達障害者の特性を理解した上で地域や関係機関において適切な対応を行うための効果的な支援手法の開発
(例) トラブルが起きにくい地域作りや深刻なトラブルへの支援の方法など

② 行動障害、二次的障害の「予防」における効果的な支援手法の開発
(例) 成人期支援の知見を児童期の支援に反映させる方法 など

③ 行動障害、二次的障害の「改善」に関する効果的な支援手法の開発
(例) 関係者が一貫した支援を行えるようにするための方法 など

2 重症心身障害児者支援体制整備モデル事業

発達障害・重症心身障害児者の地域生活支援モデル検討委員会（国）

重症心身障害児者支援体制整備モデル事業分科会

審査・指導・助言・総括

（都道府県・指定都市・児童相談所設置市）

重症心身障害児者支援センター（仮称）

- コーディネート機能
 - ・ 市町村、事業所等の支援
 - ・ 新規資源の開拓（既存施設、インフォर्मル・サービス等）
- 人材育成
- 情報提供
- 家族支援の充実
- 地域住民に対する理解促進

バックアップ

教育

・ 特別支援学校
・ 訪問教育

市町村・広域

連携

相談支援事業所

市町村担当課

（自立支援）協議会
子ども関係の部会

小児専門病院
地域中核病院

訪問看護
ステーション

診療所

情報共有ツール
マップの利用

関連資料3

「世界自閉症啓発デー」(4月2日)、「発達障害啓発週間」(4月2～8日)について

平成28年度予算案 : 8百万円
(平成27年度予算 : 8百万円)

【背景】

【国連における採択】

○平成19年12月、国連総会においてカタール国が提出した議題「4月2日を世界自閉症啓発デーに定める」決議をコンセンサス(無投票)採択。

決議事項

- ・4月2日を「世界自閉症啓発デー」とし、2008年以降毎年祝うこととする。
- ・全ての加盟国や、国連その他の国際機関、NGOや民間を含む市民社会が、「世界自閉症啓発デー」を適切な方法によって祝うことを促す。
- ・それぞれの加盟国が、自閉症の子どもについて、家庭や社会全体の理解が進むように意識啓発の取り組みを行うように促す。
- ・事務総長に対し、この決議を全ての加盟国及び国連機関に注意喚起するよう要請する。

○平成20年4月以降国連事務総長がメッセージを発出。併せて、世界各地で当事者団体等がイベント等を開催。

(関連)平成24年12月、国連総会において、バングラデシュ国が提出した議題「自閉症スペクトラム障害、発達障害及び関係する障害によって受けている個人や家族、社会が必要とする社会経済的ニーズに取り組む」決議をコンセンサス採択。

国内の啓発活動

【国における取組】

○関係府省(内閣府、厚生労働省、文部科学省)大臣メッセージの発出

○東京タワー・ライト・イット・アップ・ブルー

- ・平成28年4月2日(土) 18:15～ 点灯式 予定 ※同日、併せて作品展示等を実施

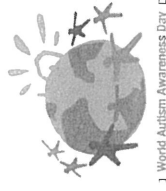
○世界自閉症啓発デー2016・シンポジウム(作品展示等)

- ・日時 平成28年4月9日(土) 10:00～16:30 予定

・場所 灘尾ホール(千代田区)

・主催 厚生労働省、日本自閉症協会

・共催 日本発達障害ネットワーク他 (大会実行組織:世界自閉症啓発デー・日本実行委員会)



World Autism Awareness Day

【全国各地の取組み】

○各都道府県等において、関係機関や関係団体等と連携しながら、名所旧跡のブルーライトアップ、シンポジウムやセミナーの開催等地域の実情に応じて創意工夫を図りながら、広く一般市民への関心を高めるような普及啓発を実施。

関連資料4

これらの取組内容については、世界自閉症啓発デー・日本実行委員会WEBサイトに掲載。 <http://www.worldautismawarenessday.jp>

14 障害児支援について

(1) 障害児通所支援の質の向上及び障害児通所給付費等の通所給付決定に係る留意事項について

障害児支援の推進については、障害者総合支援法3年後見直しにあわせ、社会保障審議会障害者部会で議論され、平成27年12月とりまとめられた本部会の報告書を踏まえながら、今後、所要の対応を行うこととしている。

放課後等デイサービスについては、障害者部会等において、単なる居場所となっている事例や発達支援の技術が十分ではない事業所が軽度の障害児だけを集めている事例など障害児本人にとって適切な支援がされていないケースがあるとの指摘があり【関連資料1】、このため、放課後等デイサービス等の障害児通所支援について、質の向上と支援内容の適正化を図る観点から、「障害児通所支援の質の向上及び障害児通所給付費等の通所給付決定に係る留意事項について」。以下「本件通知」という。）を発出する予定である【関連資料2】。

(参考：適切とはいえない事業所の例)

- ・テレビを見せているだけ、ゲーム等を渡して遊ばせているだけ。
- ・送迎に時間をかけ、営業時間のほとんどを車内で過ごさせる。
- ・利益を上げるために必要以上の頻度で通わせる（支給決定日数の多い自治体を探して参入している）。
- ・重度の障害児の受入れを実質的に拒否している（支援の不十分さを伝え保護者側から断らせる等）。
- ・指導員が支援経験の無い（乏しい）バイト（非常勤職員）のみ。

本件通知の趣旨は以下のとおりであり、各自治体においては、事業所に対して法令を遵守するよう指導の徹底をお願いしたい。

放課後等デイサービスの質の確保のため、平成27年4月に「放課後等デイサービスガイドライン」（以下「ガイドライン」。）を策定・公表したところであり、各自治体においては、事業者の指定、指導監査、会議等の情報伝達の場合などのあらゆる機会を通じてガイドラインの周知を図り、事業所に活用をしていただくよう努めていただきたい。

本件通知において「指定放課後等デイサービス事業者によるガイドラインの自己評価結果の公表状況の把握に努めること」としているところであるが、今後、各自治体における事業所の公表状況について調査を行うこととしているので、各自治体においては、調査のご協力をお願いしたい。

平成28年4月1日以降分の障害児通所給付費等の通所給付決定における留意事項の趣旨は、①保育所などの一般施策も含め、障害児本人にとって最良のサービスを利用する機会が確保されるよう、適切な配慮及び環境整備を図ること、②障害児通所支援について支給決定日数の目安を示すことにより、地方自治体において障害児支援利用計画案に示された支援内容の必要性を確認する

ことや、事業所において支援内容の見直しの契機とすることを促すことである。
(参考：自治体における確認等の例)

- ・保育所や放課後児童クラブ等の一般施策の利用の可能性を確認し、支給量に反映させる。(市町村の障害児支援部局と子育て支援部局で十分な連携を図る。)
- ・障害児支援利用計画案を作成した障害児相談事業者等に利用予定の事業所、事業所における専門職種等の人員配置や支援内容とその効果を確認し、障害児本人の発達に必要な支援かどうかを判断した上で支給決定する。(発達支援に必要なものは支給決定しない。)
- ・発達支援の技術が不十分な事業所に漫然と通うことがないように、支援の質や効果が担保されると判断した場合に支給決定する(発達支援ではなく単なる預かりである場合は日中一時支援を活用する)。

なお、支給日数の目安については、例えば集中的にまとまった期間、発達支援が必要となる状況にある場合等についてまで支給量を制限する趣旨ではなく、障害児本人の発達支援に必要な支給量については確保される必要がある。

本件通知の趣旨を御理解いただき、支給決定にあたっては十分留意していただくようお願いする。

放課後等デイサービスについては、起業セミナーやフランチャイズを活用し、利益のためだけに参入している事業所が支援の質の低下を招いているとの指摘もあり、今後、支援の質の向上のために、発達支援等の子どもに関する支援の専門的な知識・経験を有する者の配置を求めるなどの人員配置基準の見直しも含め、すべての事業所において適切な支援がされるよう必要な見直しを行っていく予定である。

(2) 重症心身障害児者等の地域生活支援について

平成 24 年度より、在宅の重症心身障害児者に対する地域支援の向上を図る「重症心身障害児者の地域生活モデル事業」を実施し、重症心身障害児者及びその家族が安心、安全に地域でいきいきと暮らせるよう、効果的なサービスの利用や医療、保健、福祉、教育等の関係施設・機関の連携の在り方等について先進的な取組を行う団体等に対する助成等を行い、重症心身障害児者の地域支援の向上を図ってきたところである。

当該モデル事業の報告書については、厚生労働省ホームページにおいて公表しているので、各地方公共団体においては、在宅の重症心身障害児者の地域生活支援のために活用していただきたい。

(参考URL：重症心身障害児者の地域生活モデル事業)

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisishahukushi/cyousajigyoku/index.html

また、平成 27 年度からは、「重症心身障害児者支援体制整備モデル事業」として、重症心身障害児者への支援の強化・充実を図るため、地域の中核となる

重症心身障害児者支援センターを設置し、市町村や事業所等への支援、医療機関との連携等を行い、地域全体における重層的な支援体制の構築を図る取組を進める都道府県、指定都市、児童相談所設置市に対して補助を実施しているところであるが、平成 28 年度予算案においても同様の経費を計上したところである。平成 27 年度同様、公募により 3 団体を選定の上、実施していただくこととしており、公募に関する詳細な内容については追ってお示しする。【関連資料 3】

さらに、平成 28 年度予算案において、地域生活支援事業のメニューとして、「重症心身障害児者コーディネーター等養成研修等（市町村事業）」及び「医療型短期入所事業所開設支援（都道府県事業）」を新たに計上したところ。【関連資料 4】

また、医療型短期入所事業所については、地域偏在等により必要なサービス提供基盤が十分に整備されていないとの指摘【関連資料 5】があることから、平成 28 年度診療報酬改定においては医療型短期入所サービスにおける重症心身障害児の受入れを促進する観点から、在宅療養指導管理料を算定しているために、入院外等では別途算定することができない医療処置等について、医療型短期入所サービス利用中に算定できることを明確化する予定とされている。

【関連資料 6】

加えて、平成 27 年度厚生労働科学研究において、重症心身障害児者等コーディネーター育成研修及び重症心身障害児者等支援者育成研修のテキスト等を作成しているところであり、4 月以降に厚生労働省のホームページにて公表する予定である。

各自治体においては、これらの事業等をご活用いただき、医療が必要な障害児者に対する短期入所サービスの提供体制の確保並びに重症心身障害児者等の地域生活支援の推進に一層努めていただきたい。

なお、重症心身障害児者コーディネーター等養成研修等については、地域の実情を勘案し複数市町村で実施することも可能であり、また、地域生活支援事業実施要綱のとおり、都道府県が地域の実情を勘案して、市町村に代わって市町村地域生活支援事業の一部を実施することができるものであることを申し添える。

（３）障害児入所施設の移行状況等について

18 歳以上の入所者がいる障害児入所施設における今後の移行予定の状況等については、平成 24 年から毎年 12 月 1 日時点における状況を調査し、障害保健福祉関係主管課長会議においてお示ししてきたところであるが、平成 27 年 12 月 1 日時点における状況を調査したところ、大部分の施設は方向性が決定しているが、福祉型で 28 か所、医療型で 33 か所の施設が未定となっている。また、方向性が決定している施設についても、実際に移行が完了したところは 3 割程度にとどまっている。

平成 24 年の児童福祉法の改正において、18 歳以上の障害者については、就労支援施策や自立訓練を通じ、地域移行を促進するなど、大人としてふさわしい、より適切な支援を行っていくため、障害者施策で対応することとしたところである。一方、平成 23 年 10 月 31 日に行われた障害保健福祉関係主管課長会議でお示ししたとおり、施行後直ちに指定基準を満たすことが困難な場合もあるため、指定基準を満たさなくても事業者指定を取ることができるよう経過措置を講じ、その期限を平成 30 年 3 月末とお示ししたところである。施行後 3 年が過ぎたところであるが、引き続き、移行に向けた取組の推進に努めていきたい。

なお、移行予定の状況と障害児入所施設及び障害児通所支援事業所の利用状況についての調査結果は以下のとおりとなった。【関連資料 7】

①障害児入所施設の移行予定状況等について（H27.12.1 現在）

・福祉型障害児入所施設（括弧書きは移行が完了したもの）

総 数	2 6 5 か所（8 2 か所）
（ア）障害児入所施設として継続	1 7 4 か所（6 1 か所）
（イ）障害児支援施設に転換	1 2 か所（ 1 か所）
（ウ）障害児及び障害者施設を併設	5 1 か所（2 0 か所）
（エ）未定のもの	2 8 か所

・医療型障害児入所施設（括弧書きは移行が完了したもの）

総 数	2 1 7 か所（8 4 か所）
（ア）障害児入所施設として継続	4 5 か所（3 1 か所）
（イ）障害児支援施設に転換	1 か所（ 1 か所）
（ウ）障害児及び障害者施設を併設	1 3 8 か所（8 6 か所）
（エ）未定のもの	3 3 か所

②障害児入所施設等の利用状況（H27.12.1 時点）

総人数（児者併設施設（※）を含む）	26,221 人
・うち、児童	8,041 人
・うち、18 歳以上 20 歳未満の特例による障害児入所施設利用	1,893 人
・うち、児者併設施設（※）において障害福祉サービス（施設入所支援＋生活介護、療養介護）	15,516 人
・うち、その他	771 人
（内訳）	
○福祉型障害児入所施設（児者併設施設（※）含む）利用者数	8,174 人
・うち、児童	5,270 人
・うち、18 歳以上 20 歳未満の特例による障害児入所施設利用者	

	1,007 人
・うち、児者併設施設（※）において障害福祉サービス（施設入所支援＋生活介護、療養介護）	1,674 人
・うち、その他	223 人
○医療型障害児入所施設（児者併設施設（※）含む）利用者数	11,781 人
・うち、児童	2,247 人
・うち、18 歳以上 20 歳未満の特例による障害児入所施設利用者	670 人
・うち、児者併設施設（※）において障害福祉サービス（施設入所支援＋生活介護、療養介護）	8,541 人
・うち、その他	323 人
○指定医療機関（児者併設施設（※）含む）利用者数	6,266 人
・うち、児童	524 人
・うち、18 歳以上 20 歳未満の特例による障害児入所施設利用者	216 人
・うち、児者併設施設（※）において障害福祉サービス（施設入所支援＋生活介護、療養介護）	5,301 人
・うち、その他	225 人
※：障害児入所施設の基準を満たすことをもって、障害福祉サービスの基準を満たしているものとみなされている障害児入所施設と障害者支援施設を併設している施設	

③障害児通所支援事業所の利用状況（H27.12.1 時点）

	か所数	利用者数
総 数	12,697 か所	102,055 人
・福祉型児童発達支援センター	507 か所	14,575 人
・児童発達支援事業所	3,919 か所	21,305 人
・医療型児童発達支援センター	92 か所	1,313 人
・放課後等デイサービス	7,451 か所	63,537 人
・保育所等訪問支援	728 か所	1,325 人

（４）就学前の障害児通所支援における多子軽減制度の拡大について

就学前の障害児通所支援における多子軽減措置については、平成 26 年 4 月から施行しているところであるが、平成 28 年 4 月以降、低所得の子育て家庭の更なる負担軽減を図る観点から、年収約 360 万円未満相当世帯（※）について、複数の子（子の年齢は問わないこととなる見込み）がいる世帯を多子世帯とし、多子軽減制度の対象者を拡大する方向で検討している（多子軽減の対象となる児童は現行と同様、就学前の児童に限る）。

具体的な内容等については、その内容が固まり次第速やかにお示しするが、

御了知の上、各都道府県においては、貴管内市区町村への周知をお願いしたい。【関連資料 8】

（※）世帯における市町村民税所得割合算額が、77,101 円未満である場合（生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯を除く。）

障害者総合支援法施行3年後の見直しについて

～社会保障審議会 障害者部会 報告書～（平成27年12月14日）

関連資料1

9. 障害児支援について（抄）

（1）現状・課題

（適切なサービスの確保と質の向上）

- 放課後等デイサービスについては、量的な拡大が著しく、その費用額は1,024億円（平成26年度）で対前年比5割近くの伸び、その事業所数及び利用者数は対前年比で3割近くの伸びとなり、特に営利法人が数多く参入している。

さらに、単なる居場所となっている事例や、発達支援の技術が十分ではない事業所が軽度の障害児を集めている事例があるとの指摘がある。

（2）今後の取組

（適切なサービスの確保と質の向上）

- 障害児の放課後等の支援については、子ども・子育て支援施策である放課後児童クラブや教育施策である放課後子供教室等における受入れを引き続き推進すべきである。その際、保育所等訪問支援などを活用して、必要に応じて専門的なバックアップを行うべきである。

- 放課後等デイサービスなどの障害児通所支援については、発達支援を必要とする障害児のニーズに的確に対応するため、質の向上と支援内容の適正化を図る観点から、放課後等デイサービスガイドラインの活用を徹底するとともに、発達支援等の子どもに関する支援の専門的な知識・経験を有する者の配置を求めるほか、障害児本人の発達支援のためのサービス提供を徹底するなど、制度面・運用面の見直しを行うべきである。